

東播磨港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する揭示

関税法（昭和 2 9 年法律第 6 1 号）第 2 4 条第 1 項の規定に基づき、東播磨港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を次のように指定し、令和元年 7 月 1 日から施行することとしたので同法施行令（昭和 2 9 年政令第 1 5 0 号）第 2 2 条第 1 項の規定により公告する。

なお、東播磨港において本邦と外国との間を往来する船舶と陸地との間の交通又は貨物の積卸を行う場合に経なければならない場所を指定する揭示（平成 3 0 年神姫支揭示第 2 号）は廃止する。

令和元年 6 月 1 1 日

姫路税関支署長 中西 一長

交通者の交通経由場所及び貨物の積卸を行う場合の積卸経由場所

外国往来船	交通経由場所	積卸経由場所
新島公共埠頭維けい船	施設管理者が岸壁に維けい中の本船と交通すべき場所として設置した出入口	左記外国往来船が維けいする岸壁
川崎重工業株式会社播磨工場構内岸壁維けい船	川崎重工業株式会社播磨工場正門	左記外国往来船が維けいする岸壁
多木化学株式会社本社工場構内岸壁維けい船	多木化学株式会社本社工場宮西門及び同西脇門	左記外国往来船が維けいする岸壁
株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所構内岸壁維けい船	株式会社神戸製鋼所加古川製鉄所正門及び同西門	左記外国往来船が維けいする岸壁
株式会社カネカ高砂工業所構内岸壁維けい船	株式会社カネカ高砂工業所表門、同西工場正門及び同車両通用門	左記外国往来船が維けいする岸壁
株式会社神戸製鋼所高砂製作所構内岸壁維けい船	株式会社神戸製鋼所高砂製作所正門	左記外国往来船が維けいする岸壁
A G C 株式会社関西工場高砂事業所 4 号岸壁維けい船	A G C 株式会社関西工場高砂事業所 4 号岸壁専用口	左記外国往来船が維けいする岸壁